

WORKS

Empower&Energize

No146
2021/04

名東福祉会は名古屋市と日進市を中心に
知的障害者を中心とする福祉活動を行っています

職員による利用者虐待のお詫び

社会福祉法人 名東福祉会

理事長 山田 達巳

ご利用者、関係者の皆様におかれましては、日頃より、社会福祉法人名東福祉会の障害者支援事業についてご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

昨年8月に当法人が運営しております事業所におきまして、名古屋市より虐待通報があったとの指摘を受けました。速やかに内部調査をおこない、調査結果を弁護士にも相談の上、当法人として虐待があったとの判断をいたしました。行為者につきましては、就業規則どおり即時解雇の制裁処分を科しております。

このような事態が発生し、ご利用者、ご家族をはじめ多くの関係者の皆様にご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今回の件に関して、この半年間は、ご利用者、ご家族以外に、いつ、どのような方法でお伝えすべきなのかを考えてまいりましたが、職員の中で、虐待に対する意識の変化が感じられるよ

うになり、このタイミングでのご報告とさせていただきますとしました。

処分決定以降は、処分を科しはしませんが、職員個人の問題としてしまうのではなく、法人として再発防止計画を作成し、計画を法人内で共有するとともに、該当事業所を中心に法人内すべての事業所で再発防止に取り組み、また、職員による虐待があったという

事実を真摯に向き合い、虐待のない利用者支援をおこなっていくために、大野氏の文章でも触れられています。今年度より虐待防止委員会立ち上げの準備に入ることが決まっております。

先の再発防止計画の遂行も含め、ご利用者に適切な支援を提供し、信頼回復に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



従事者による虐待を防止するために

レジデンス日進

元副所長 大野 安彦

名東福祉会では昨年、職員解雇に至る虐待が明るくなりました。被害にあわれたご利用者及びご家族には、心

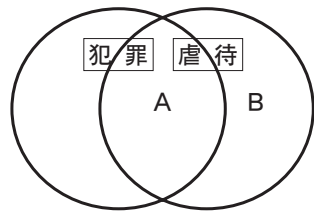
からお詫び申し上げます。また愛知県内の別の事業所では、重大な虐待事件が発生し今も捜査が続けられています。虐待の根絶が繰り返し叫ばれながら、なお後を絶たない現状には、長年障害者支援に携わってきた者として内心忸怩たる思いであります。

◆虐待はなぜ「いけない」のか

虐待と聞いて多くの人が思い浮かべるのは、殴る、脅す、拘束する、といった具体的おこないではないでしょうか。障害者虐待防止法では「身体的／性的／精神的／経済的虐待、および放置」等に類型されていて、こうした行為を支援従事者や保護者等が、障害者に対しておこなったとき、虐待したとみなされます。でも、本来これらの行為は、わざわざ虐待という言葉で呼ばなくても「暴行、監禁、脅迫、業務放棄」など、刑事罰の対象となる犯罪（凶のA）です。相手が誰だろうと、人を傷つけたら罰せられるのはあたりまえですね。

ではなぜ、こうした犯罪の一部を「虐待」と呼び、あえて特別に扱う必要があるのでしょうか。「人を害した警察に逮捕される」だけで済まされ

ないのはなぜでしょうか。それは、犯罪ではないが、人が人にすべきではないこと（図のB）が、虐待という言葉には含まれるからにほかなりません。犯罪行為には及ばずとも、人の気持ち／心に大きな傷を負わせるもの。この点で、虐待はいじめにも似ています。する側も、される側にとっても、心にかかわることだから、「思っただけで、手は出していない」では済まない大切な問題が潜んでいるのです。



*虐待には、犯罪と重なる部分(A)も重ならない部分(B)もある。Bは目に見えない

*犯罪として立件されるのは重なる部分(A)だけ

◆人の心を禁止できるか

津久井やまゆり園の職員だった植松死刑囚は「重度障害者は不幸だ、生きていないほうがいい」と考えていたようですが、もし彼が実際に誰も殺傷しなかったとすれば、おそらく何の罪にも問われることはなかったでしょう。

でも、心の中ではそういうことを思いながらずっと施設で働き続けていたら・・・という状況を、利用者の立場からぜひ想像してみてください。嫌ですよね。そこで、難しい問題が立ち上がりだします。「人の心をとがめる」ということは、場合によってはとても危険なことです。もし自分の信じている思想／信条／宗教が禁止されたら、と想像してみましよう。信じるだけで罰せられてしまう社会の恐ろしさを、人類は歴史上幾度となく経験してきました。だからこそ思想信条の自由は、だれも侵す人権とされています。

人がある特定の人を嫌悪したり違和感をいだくのは、選好の自由にもかかわることです、禁止によって消滅させることはできません。したがって、図Bの部分は決して根絶できない。虐待防止の取り組みは、まずこの事実（人間の性の本質）を認めるところからはじめるほかありません。

◆一方的な力関係による

そこで別の角度から見ましよう。虐待される可能性のある人は大きく分けて、障害者、子ども、高齢者です。

三者の共通点は、保護されなければ生活できない人だということ（「保護」ではなく「支援」だという考え方も重要ですが紙幅上省略します）。社会で保護するための職業的従事者が必要とされ（例外的に家族は無償従事者ですが）、一方的な保護関係をとり結びます。

一方的とは、ずっと保護され続ける人と、し続ける人が固定していて、入れ替わることがないということ。そもそも人と人は対等なはずなのに、する側とされる側に二分され、される側は

拒否できず、苦痛や傷を負ったとしても、それを訴えたり言い表せない力関係、強者と弱者の関係だということ。しかもはつきり目に見える身体や財物だけでなく、心の内面にまで一方的な力関係が及ぶために、する側が気づかないことさえあること。従事者が意図する／しないにかかわらず陥ってしまう関係です。

つまり虐待とは、一方的保護関係の中で、保護する者が、される者の人格を上げる行為であり、だからこそ一方的な関係では、強い側は弱い側の人格を貶めてはならない義務を負うのです。

◆自覚のない虐待こそ深刻

「保護」にせよ「支援」にせよ、人に対して介入する行為を、従事者はふつう善かれと思っただけでいることでしょうか。そういう善意でなく、ネグレクトや性的虐待、あるいは愉快的行為などは当然に刑事罰の対象です。その根っこには強い差別意識があるはずなので、これも重大な問題なのですが、ひとまず本論では考察からはずします。その上で善意による目的志向の虐待について考えてみましょう。

一般に知的障害者には、善意に基づく「指導」「訓練」等の取り組み（自立支援サービス等）がなされます。それらは通常、その人のために、その人の生活の質の向上を目的としたものですね。

ところが、そうした従事者の善意はしばしば独り歩きをはじめます。その人のためなのに、その人は言うとおりにしてくれない、動いてくれないとなるとき、「それでもなんとかしたい」という思いが高まると、やがて行き過ぎ、強制に及び、結果としてますますの苦痛を負わせてしまうのです。多くの虐待報道で、エライ人がいいわけに「行き過ぎた指導があった」なんて言

うのはまさにコレ。従事者の「熱意」が虐待を生む構図は、典型的ですね。

◆折り合うための想像力と知識

支援者の意図と利用者の意図が相反

するとき、一方的強者である支援者側が意図を強制しようとするとき、虐待は生じます。そうかといつて、何でも利用者の欲求のままに任せていたのでは（たとえば食べたいだけ食べ続けて健康を害するなど）、結果として利用者自身の生活の質が低下することにもなります。支援者が利用者になんとかしてやめてほしいと思ったときなど、大切なのは、双方がじゅうぶんに納得し、折り合いをつけられるかどうかでしょう。

そのためにはどうすればいいかといえ、相手の心を想像することです（なぜそんなに食べ続けるのだろう。もっと楽しいことはないのだろうか等と）。そして一般に知的障害者は、合理的に想像する力にハンディがあるの

ですから、そのぶん支援者の側こそサポート（支援）する努力をしなければなりません。どうすれば人生がより豊かになるのかと、いま、さらに将来にわたって利用者の気持ちを想像できるこ

と。自分の支援行為が利用者の人格を虐げていないか。つねに謙虚に反省できること。そういう想像力を背景に適切なコミュニケーションをとり続けることです。

もちろん人の心をほんとうに正確に知ることはできません。現代の心理学や諸科学をもってしても不可能ですが、心の表れとしての「行動」を手がかりに推測することは可能です。そのため知識がいわゆる「行動分析」で、これは真剣に学ぶしかありませんが、この職業を志したならば避けては通れない道です。

* *

ここまで、支援に従事する職員がぜひともすべきことを、述べてきました。では、支援事業を運営管理する法人／事業所／組織は何をすべきでしょうか。

◆風土を意識する

さきに「支援者の意図と利用者の意図が反するとき」虐待が生じると述べましたが、この「支援者の意図」の大部分は「組織の意図」と同じです（もし違ふのならそれは組織ガバナンスの問題です）。「時間どおりに動いてくれない」「きまった作業をしてくれない」

「きまった場所に居てくれない」といった職員のみは、それらを「決めていく」はずの組織の課題として、組織的に解決されるべきですね。それこそ応用行動分析等の計画的組織的運用のしどころでしょう。

にもかかわらずしばしば、その場の個々の職員の「利用者を動かせる／止められる力量の問題」にされてしまっ

◆透明な組織を

いうまでもなく、いまの支援法制度の根本にあるのは「個別支援」です。一人ひとりの人に、個々を尊重した支援を、個別に提供する、という考え方は、ただし一人の利用者と支援者という関係があまりに固定してしまうとやがて密室化し、他者の目が入らなくなつて虐待の温床にもなり得ます。前述した、反省的な想像力が働きにくくなるのですね。

こうした支援現場の雰囲気、多くの職員が「なんとなく」行動する仕方や考え方等の様式を、組織風土といえます。手順書やマニュアルとして明文化されておらず、業務上従うべき根拠はないはずなのに、みな「なんとなく／あたりまえ」なものごとの数々。組織を日々運営している管理者は、こうした無意識の風土にもっとも敏感でなければなりません。

◆心は禁止できない

何らかの虐待が明らかになったとき、組織としては経緯を調査したうえで、職員管理や研修体制を強化するといった対策を講じます。これは現行法制度に即した当然の措置ではありませんが、けれど忘れてならないのは、そうはいっても人の心は禁止（管理）できない、罰や監視で虐待は無くせないということ。植松死刑囚（この呼称はとても嫌な響きですね）に、「君の考えは間違っている」と百万遍説教したとして、はたして彼は自分の考えを変えるでしょうか。否ひよっとすると変わるかもしれませんが、それは彼が自分で自分の誤りに気づいたときでしょうね。所詮、人の心を強制／管理するのは無理というものです。

彼が実際に様々な困難に直面していただろう障害者施設での支援という仕事に、もしも彼なりの意味を見いだせていたなら、あのような考えは抱かなかったのではないのでしょうか。津久井やまゆり園では彼が就職する以前から、入所者への身体拘束が恒常的におこなわれていたことが、その後の調査等によって明らかになっています。つまり

彼は、そのように扱われる利用者をまのあたりにする経験を積むことで、いつしかそれがあたりまえとなり、そのように扱われる人は「不幸な存在だと思うに至ったのではないのでしょうか。やまゆり園での身体拘束が、たとえ必要やむを得ずおこなわれていたのだとしても（強度行動障害を抑制する必要があった等といわれています）、それをあたりまえ（の風土）にせず、何かの手段はないか組織的に考え想像し続けられていれば、あのような虐殺（嫌な言葉です）は起きなかったのではないのでしょうか。

虐待防止は、何か特別の手段が必要な大事業ではありません。ただ現場の苦悩をなるべく減らし、否定的感情に支配されず肯定的感情をもって支援業務に向かえる職場環境の整備／風土づくり、すべては小さな組織実践の積み重ねが、虐待防止への最短の道なのです。

◆防止のための好機として

：虐待防止委員会の設置

今回、実際に被害にあわれた方の痛みはとても重く、とても一遍の謝罪で済むものではありません。しかしその

上で法人／事業者としては、今回の虐待事例の顕在化はとてもよい機会となつたと考えます。

ほとんどの虐待事件では、その事業所にとつては「まさか」の事態、気づいていかなかったことだといわれます。だからこそ「気づかなかった」事実への組織的責任が問われるのですが、さらに厳しく戒められるべきは、「ひよつとしたら」という微かな気づきが組織内にあった場合でしょう。それがどれほどの期間、どこまでの職階レベルで潜在していたかによって、深刻さには差が生じますが、いづれにせよ昨秋の場合、通報によって明るみに出たことは、法人／事業所にとつてとても意味のあることでした。

利用者、家族、職員、その他関係者にとつて、通報（告発）はかなりハードルの高い、勇気のいる行為でしょう。しかし通報とは、日常の支援業務に素直な疑問を呈することだと考えれば、そのハードルはいくぶんか低くなるのではないのでしょうか。

繰り返します。虐待防止は、特別な事業ではありません。これまでの日常業務をひとつひとつ組織的に見直していく、細かで地道な作業の積み重ねで

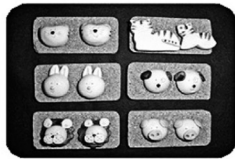
す。名東福祉会はこのための取り組みとして、今年度一年間を準備期間とし、虐待防止委員会を設置します。具体的形態は確定次第お知らせいたしますが、ぜひとも透明で実効性のある委員会をめざします。そのようなチャレンジの好機を名東福祉会に与えてくださった通報者には、重ねて感謝申し上げます。

生活の場と日中活動の場の連携

メイトウ・ワークス



生活介護 30名



陶芸小物

天白ワークス

生活介護 35名



喫茶 ロト
クッキー
焼き菓子



陶器

はまなす 生活介護 25名



デイケア事業



ナイトケア事業



スポーツ大会

上ノ山ホーム (1~3)
グループホーム 27名

レジデンス日進



施設入所支援 40名
生活介護 40名
短期入所 7名



上ノ山作業棟



相談支援事業

指定相談事業所 はまなす

ご寄付ありがとうございます

令和2年3月1日～令和3年3月31日

◆メイトウ・ワークス

加藤 様 近藤 正俊 様 酒井 文雄 様

◆天白ワークス

青山 武司 様 加藤 力 様 北川 史郎 様 近藤 圭吾 様
谷本 幾史 様 長井 淳 様 丹羽 文芳 様 長谷川 徹 様
水嶋 正直 様 水谷 幸江 様 村口 龍一 様 天白ワークス家族会 様

◆はまなす

今津 俊典 様 大伴 幸三 様 加藤 公英 様 木村 恵子 様
佐知美津子 様 白井 道子 様 杉原 活好 様 鈴木 和子 様
中井 昌誉 様 原田不二夫 様 藤井 保郎 様 藤田 忠弘 様
堀田 英治 様 麥島 厚 様 矢野 都 様 肆矢 弘光 様
山田 幸造 様 はまなす家族会 様

◆レジデンス日進・上ノ山ホーム

相羽 京子 様 伊藤 和幸 様 北川 史郎 様 小池 紀子 様
近藤 正俊 様 林 輝夫 様 原田不二夫 様 吉田 征一 様
阿部 久 様 阿部 理平 様 大村 茂夫 様 近藤 圭吾 様
河津元子様後見人 伊藤 裕通 様 谷本 幾史 様 松原 諒子 様
レジデンス日進家族会 様 上ノ山ホーム家族会 様

◆本部

神谷 光春 様 (株) B E X 様 松田 妙子 様 牧 公三 様
松田 信孝 様 松原 諒子 様 吉田 征一 様

名東福祉会のホームページ

ホームページアドレス <http://www.meito.or.jp>



●社会福祉法人 名東福祉会

〒470-0124 日進市浅田町上納58-4
TEL 052 (805) 1003 FAX 052 (805) 1004

●メイトウ・ワークス (生活介護)

〒465-0055 名古屋市名東区勢子坊2-1303
TEL 052 (702) 2864 FAX 052 (701) 2079

●天白ワークス (生活介護)

〒468-0023 名古屋市天白区御前場町327
TEL 052 (804) 5487 FAX 052 (804) 5416

●はまなす (生活介護・相談支援)

〒465-0054 名古屋市名東区高針台1-911
TEL 052 (704) 7551 FAX 052 (704) 7552

●レジデンス日進

(施設入所支援・短期入所・生活介護)
〒470-0124 日進市浅田町上納58-4

TEL 052 (805) 1003 FAX 052 (805) 1004

●上ノ山ホーム (グループホーム)



← 『WORKS』 バックナンバーはこちらから